

SAJ 令和 2 競第 927 号

令和 2 年 6 月 16 日

加盟団体各位

公益財団法人全日本スキー連盟

競技本部長 皆川 賢太郎



令和 2 年度競技本部関係事業における特別措置について（通知）

日頃より、スノースポーツの普及振興にご尽力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、3 月後半から様々な競技本部の検定会・研修会等の事業が開催できませんでした。

また、本状況を踏まえ検討した結果、検定会受検者の権利と資格維持のため下記のとおり特別措置を行うこととなりましたので貴連盟所属の資格者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加料又は検定料の返金が必要な事業については、本連盟より直接事業申込者に確認を行い返金の手続きをいたします。次年度改めて事業に申込をしていただきます。

記

1 SAJ 公認技術代表受検者について

筆記試験を合格後、実地検定ができなかった受検者については、次年度以降に実地検定のみ受検することを認めます。また、合格した場合は公認料及び登録料の支払いを完了した時点で有資格者として活動を当該年度から認めます。

2 SAJ 公認アルペン A 級・B 級セッター受検者について

令和 2 年度に学科研修又は実技研修を修了した者は、次年度以降も研修修了を有効と検定会のみの受検を認めます。また、合格した場合は公認料及び登録料の支払いを完了した時点で有資格者として活動を当該年度から認めます。

以上